

制度	確定給付	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

業務経理への繰入れ特例（緩和）通知 発出

「年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱い」平成20年3月28日付年発第0328001号

ポイント

- 継続基準抵触基金も繰入れ可能（対象基金の緩和）
- 年金経理からの繰入額が拡大
- 更に健全な年金財政運営に影響のない範囲で繰入れ可能

特例措置の概要

1. 繰入れの用途

以下の用途のために、平成20・21年度に支出する経費に限定した措置

- ・ 社会保険庁の被保険者原簿と基金の加入員原簿の突合
- ・ 加入員等に対する記録等の提供
- ・ 裁定請求の勧奨および住所管理

2. 繰入れ要件

以下のいずれかに該当していること

- (1) 直前の財政検証結果において継続基準に抵触せず財政計算を行わない場合
 - ア 必要な掛金の引上げを実施していること
 - イ 非継続基準に抵触していない、もしくは抵触しても必要な掛金手当ての申請を行っていること
 - ウ 財政運営基準に基づいた財政計算を実施していること
- (2) (1)以外の場合
上記(1)のイ・ウおよび継続基準を満たすために必要な掛金引上げの認可申請を行っていること

(2)の部分が従前(年金ニュースNo.87、89の繰入れ)より緩和された

3. 繰入れ限度額

2.(1)の場合：直前の財政検証結果において「純資産 + 許容繰越不足金 - 責任準備金」

同(2)の場合：財政計算の結果において「純資産 + 許容繰越不足金 - 責任準備金」

いずれの場合も繰入れ予定額控除後で非継続基準に抵触しないこと（自然回復でも可）

一定条件のもと健全な年金財政運営に影響がない範囲で、上記繰入れ限度額の超過も可能

従前の繰入れ限度額は以下の(A B)であり、相当程度緩和された

A = 純資産

B = 責任準備金 + 次回財政再計算における死亡率改善により発生する債務等

4. 手続き

繰入れ承認申請を前事業年度の2月末日までに申請すること
ただし予算変更により繰入れを行う場合は、随時申請可能

Q & A

通知発出に併せて以下のQ & Aが確認されております。

Q1：今回特例に該当する「繰入れの用途」のほかに、現行繰入れ通知に定める「繰入れの用途等」（機械化経費等）により年金経理から業務経理への繰入れを行う際には、今回特例は特段考慮せず、現行繰入れ通知にしたがって繰入れ限度額計算および届出を行うことでよいのか。

A1：貴見のとおり。

Q2：平成20年度、21年度に従来の財政運営基準第7-3(1)または(2)による繰入れも行う場合、本特例による繰入限度額は、従来の財政運営基準による繰入れを控除した額となるのか、それとも控除せずに別枠として考えてもよいのか。

A2：従来の財政運営基準による繰入額を控除した額により、本特例の繰入限度額を判定する。

通常の繰入れと今回の特例繰入れの両方を使うことができます。なお今回の特例繰入れは、業務経理の繰越剰余金の有無の制限がないため、当該剰余を取り崩さずに繰り入れることができます。

以上